



フランチャイズ ビジネス（2）

加盟店の債務

束

本部の債務に比べて、
知的財産権

加盟店の債務項目は膨大
になることが多い。なぜ
ならば、本部にとってブ
ランドのイメージおよび
商品の質を守ることが非
常に重要だからである。

実際には30から40くらい
の項目が必要となるが、
特に重要な項目のみ例と
してあげれば以下の通り

である。
—店舗の内装、デザイン、
開店・閉店時間、衛生管
理（飲食関係）
—使用する材料や仕入れ
先の指定

フランチャイズ料金の
支払い

フランチャイズ料金の
計算について、何を基準
とするか。利益や売り上
げに対する何パーセント
という定め方が多い。

香港でのフランチャイ
ズビジネスは、フランチャ
イズそのものに関する法
律がないため、本部と加
盟店との間で紛争が生じ
た場合に、解決のよりど
ころとなるのは、「フラン
チャイズ契約書」にほか
なりません。そのため、
フランチャイズ本部の立
ち上げに際しては、弁護
士から法的なアドバイス
を受けた上で、きちんと
フランチャイズ契約を解約し、

—マニュアルに従うこと
—フランチャイズの枠以
外の商品を提供すること
の禁止

フランチャイズの終了・
解約

加盟店が重大な違反を
起こしたときには、すぐ
従った商品の提供
—秘密厳守と不競争の約

フランチャイズ関係を終
了する権利を本部が有す
ることは非常に重要であ
る。フランチャイズを中
止したときには、加盟店
は直ちに残る債務の支
払いをし、フランチャイズ
あり、それ以上の権利は
有しない。

書を作成することがより
重要となる。
(このシリーズは月1回掲
載します)

筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの
法律相談・契約書作成を得意としている。香
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、
在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェ
トロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

